

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公表番号】特表2020-528318(P2020-528318A)

【公表日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2020-503950(P2020-503950)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

G 0 2 B 23/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 7 3 1

A 6 1 B 1/00 R

G 0 2 B 23/24 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月30日(2020.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記対物側チューブ(28)が、前記光学素子(38)の領域に貫通穴(42)を有し、前記光学素子(38)が前記貫通穴(42)の領域において前記対物側チューブ(28)内に配置されると、前記光学素子(38)は、前記対物側チューブ(28)の内側面(32)と接触状態にない又は接触状態になることができないこと、あるいは、

前記対物側チューブ(28)が、前記光学素子(38)の領域及び/又は前記マウント(36)の領域に貫通穴(42)を有し、前記光学素子(38)を有する前記マウント(36)が前記貫通穴(42)の領域において前記対物側チューブ(28)内に配置されると、前記光学素子(38)の前記マウント(36)は、前記対物側チューブ(28)の内側面(32)と接触状態にない又は接触状態になることができないことを特徴とする、請求項1に記載の撮像ユニット(20)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

1つの接続バー又は複数の接続バー(60)の幅が、前記スリーブチューブ(22)の前記周方向において、2つの隣接する接続バー(60)の間の前記空隙の幅又は前記凹部の幅より大きいことを特徴とする、請求項9に記載の撮像ユニット(20)。